

消防用設備保守点検業務仕様書

1 業務内容

(1) 点検業務

消防法に基づき、年2回の機器点検（8月、2月）、年1回の総合点検（8月）を行う。

・総合点検

消防用設備等を作動させ、または使用することにより、総合的な機能を消防庁告示で定める基準に従い確認する。

・機器点検

消防設備機器の適正な配置、損傷等の有無及び外観または簡易な操作により判別できる事項を消防用設備等の種類に応じて、消防庁告示で定める基準に従い確認する。

(2) 緊急保守

消防設備に異常や故障が発生した場合に、地方独立行政法人三重県立総合医療センター（以下、「発注者」と言う。）からの要請に基づき遅滞なく技術員を派遣し、原因調査、応急復旧、故障修理等を行う。

(3) 消防訓練立会

発注者が実施する消防訓練（年2回）に立会い、火災報知設備の発報や復旧業務等を行う。

(4) 電気設備点検立会

発注者が実施する電気設備点検（年1回）に立会い、停電による火災報知設備の異常発生時の復旧等を行う。

(5) 建築設備点検立会

発注者が実施する建築設備点検（年1回）に立会い、防排煙装置の操作や復旧業務等を行う。

(6) その他

その他、消防設備の維持管理上で、専門技術員の派遣が必要となった場合には、発注者からの要請に従い技術員の派遣を行う。

2 保守点検対象設備

(1) 病院本体

自動火災報知設備	1式
連結送水管	1式
誘導灯及び誘導標識	1式
排煙設備	1式
ガス漏れ火災警報設備	1式
非常警報設備	1式
消火器具	1式
スプリンクラー設備	1式
泡消火設備	1式
ハロゲン化物消火設備	1式
フード消火設備	1式
防火水槽	1式
自動火災通報設備	1式

総合操作盤	1式
避難器具	1式
(2) 看護師寮	
自動火災報知設備	1式
消火器具	1式
(3) 院内保育所	
自動火災報知設備	1式
消火器具	1式
(4) 医師公舎	
自動火災報知設備	1式
消火器具	1式

3 特記事項

- (1) 点検業務に先立ち、点検業務計画書（業務体制表、工程表等）を提出し、発注者の承認を受けること。
- (2) 消防設備の点検は、消防設備士または点検資格者が行うものとし、消防設備点検基準に基づき誠実に点検を行うこと。なお、簡易な調整や修理については、本業務委託に含むものとする。
- (3) 点検業務や緊急保守に必要な工具類や雑材料は受注者の負担とする。また、交換が必要な消防設備機器については機器費については発注者の負担とし、交換等の労務費については受注者の負担とする。
- (4) 作業中に発注者の備品等を破損した場合は、速やかに発注者の職員に報告し、元の状態に復旧すること。
- (5) 点検終了後、速やかに点検報告書を2部提出すること。また、関係消防署への報告等に要する経費は、受注者の負担とする。
- (6) 当該消防設備保守点検業務委託のすべて、または大部分を一括して第三者に委託したり、請負わせてはならない。